

2011年6月4日／龍谷大学

宗教学会・宗教法制研究会／事前レジュメ

包括宗教法人の法律実務上の諸問題

櫻井圀郎（東京基督教大学）

昨年度の当研究会においては、「宗教団体の実態と宗教法人法の限界」という報告を行い、一号宗教団体（単位宗教団体）と二号宗教団体（包括宗教団体）との間に介在する「中間的包括宗教団体」の問題を指摘し、そのことを想定しない宗教法人法の欠陥ないし限界について言及した。今年度は、この点を踏まえた上で、それを敷衍する形で、包括宗教団体のかかえる、宗教法人法、法人税法・所得税法・地方税法ほか諸税法、労働基準法、社会保険法・雇用保険法・労働者災害補償保険法など社会労働保険諸法に関する、現実の法律実務上の諸問題について指摘し、問題の解決のための法改正などについて言及する。

叙上の「中間的包括宗教団体」については、各宗教団体においても、必ずしも、十分に論議され検討されているとは言えず、その位置づけは曖昧であるものが少なくないが、その教団内における位置づけは、（1）包括宗教団体の下部機関として所定の地域内の被包括宗教団体を統括する「地方支部的機関」、（2）包括宗教団体の下部に位置づけられるものの、独自に役員を選出し、独自の予算決算を行うなど包括宗教団体からは独立性を有しながら、所定の地域内の被包括宗教団体を統括し、包括宗教団体の被包括団体のような立場に立つ「中間的包括団体」、（3）当該包括宗教団体の被包括宗教団体は直的当該包括宗教団体に包括されながら、包括宗教団体の下部に位置づけられつつ、独自に役員を選出し、独自の予算決算を行うなど包括宗教団体からは独立性を有し、所定の地域内の被包括宗教団体を統括する（したがって、被包括宗教団体は、包括宗教団体に包括されると同時に当該団体にも統括されるという二重構造をとる）「地方連合的機関」の3種に一応分類される。

宗教法人法 25 条 2 項によれば、宗教法人の事務所には、①財産目録、②収支計算書、③貸借対照表（作成している場合）、④境内建物に関する書類、⑤公益事業に関する書類、

⑥収益事業に関する書類を備え置かなければならず、同条4項によれば、毎会計年度終了後4月以内に、上記の書類の写しを所轄庁に提出しなければならないものとされている。ところが、上記(1)の地方支部的機関の場合はほぼ問題なく、包括宗教法人の上記各書類に当該機関の収支等も反映されているが、(2)および(3)の団体の場合には、予算決算が独自に行われており、当該収支等が包括宗教団体の上記各書類に反映されていないものも少なくない。そうだとすれば、それは正当に作成された書類と言うことができなくなり、所轄庁に提出されたものは不備な書類ということになる。これが虚偽の記載と認定されれば代表役員には10万円以下の過料という罰則が適用されることになる(88条4号)。

この問題は、法人税法・所得税法・地方税法ほか諸税法、労働基準法、社会保険法・雇用保険法・労働者災害補償保険法など社会労働保険諸法、公益事業・収益事業を行う場合にはそれらの各所管法にも、同様の問題として発生し、不申告・過少申告・脱税・不備・遺漏・法律違反・脱法などとして深刻な事態を招きかねない。ある教団では、国税庁の指摘を受けて、独立採算制を取っている本部および各地方機関の収支を集計した収支決算を行い、それに基づいて税務申告を行い、納税した後、納税額を、本部および各地方機関の実際の収支に合わせて分担配分し、それに相応する金員の本部・各地方機関間での徴収・支払という余分な事務を行っており、そのために過分の費用を要している。思うに何の意味もない徒労であり、実態に即した適用が望まれる事案である。

本報告においては、このような問題点に言及しながら、法の不備ないし法適用の誤りを指摘し、望まれる法適用の方向性を探り、場合によっては必要な法改正についての提言を行う。